

令和4年度 文教委員会資料⑤

【議案第96号】

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市アートセンター条例 平成18年10月10日条例第62号					○川崎市アートセンター条例 平成18年10月10日条例第62号				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～10時 30分	9時～10時 30分		9時～12時	1時～5時	6時～10時 30分	9時～10時 30分
劇場	14,250円	28,510円	35,640円	71,290円	劇場	14,000円	28,000円	35,000円	70,000円
楽屋	610円	1,220円	1,520円	3,050円	楽屋	600円	1,200円	1,500円	3,000円
映像ホール	4,070円	8,140円	10,180円	20,370円	映像ホール	4,000円	8,000円	10,000円	20,000円
映像編集室	3,660円	4,880円	5,500円	14,040円	映像編集室	3,600円	4,800円	5,400円	13,800円
録音室	2,440円	3,250円	3,660円	9,350円	録音室	2,400円	3,200円	3,600円	9,200円
工房	1,320円	1,730円	2,030円	5,080円	工房	1,300円	1,700円	2,000円	5,000円
研修室	810円	1,010円	1,220円	3,040円	研修室	800円	1,000円	1,200円	3,000円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。				

改正後	改正前												
<p>3 劇場を練習、準備等（公演日における練習、準備等を除く。）のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	<p>3 劇場を練習、準備等（公演日における練習、準備等を除く。）のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>												
<p>2 設備利用料</p>	<p>2 設備利用料</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 395 611 440">単位</th> <th data-bbox="611 395 1070 440">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 440 611 536">1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット</td> <td data-bbox="611 440 1070 536" style="text-align: right;">7,120円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 536 611 576">その他1単位 1回</td> <td data-bbox="611 536 1070 576"></td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	7,120円	その他1単位 1回		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 395 1612 440">単位</th> <th data-bbox="1612 395 2072 440">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 440 1612 536">1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット</td> <td data-bbox="1612 440 2072 536" style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 536 1612 576">その他1単位 1回</td> <td data-bbox="1612 536 2072 576"></td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	7,000円	その他1単位 1回	
単位	金額												
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	7,120円												
その他1単位 1回													
単位	金額												
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット	7,000円												
その他1単位 1回													
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>												